

都市農業の振興における和歌山市・わかやま農業協同組合・国立大学法人和歌山大学との包括連携に関する協定書（都市農業振興のための産官学包括連携協定）

和歌山市（以下「甲」という。）、わかやま農業協同組合（以下「乙」という。）、国立大学法人和歌山大学（以下「丙」という。）は、本市都市農業（和歌山市全域で営まれる農業、以下「都市農業」という。）の持続的発展に資するため、連携・協力の取組に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が有する資源を活用し、広く連携・協力を進めることにより、都市農業の振興に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を行うものとする。

- （1）都市農業に関する研究の実施に関すること
- （2）都市農業に関する研究、技術、施策の情報の交換に関すること
- （3）都市農業の担い手育成、学生への食農教育に関すること
- （4）施設、フィールド等の相互利用に関すること
- （5）都市農村交流など都市農業の多面的役割への理解促進に関すること
- （6）その他、前条の目的達成のために必要な事項に関すること

（連携・協力の推進）

第3条 前条に定める連携・協力を推進するため、和歌山市都市農業振興産官学連携連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するものとする。

2 連絡会の構成、運営及び具体的な取組内容に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙から終了の申し出がない場合は、本協定はさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙の3者が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙のそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和3年8月2日

甲 和歌山県和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長

尾花正啓


乙 和歌山県和歌山市栗栖642番地
わかやま農業協同組合
代表理事組合長

坂東紀子


丙 和歌山県和歌山市栄谷930
国立大学法人和歌山大学
学長

伊東千尋
